

[事業所名称]

# 消防計画

[防火管理者名]

事業所Tel: \_\_\_\_\_ 連絡先(自宅等)Tel: \_\_\_\_\_

[事業所用途種別] (※該当種別にチェック)

[作成年月日]

特定防火対象物  非特定防火対象物 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日作成

## 1 目的と適用範囲

この計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、当該管理権原者の管理権原が及ぶ部分に勤務等する者は、この計画を守らなければならない。

## 2 管理権原者の責任及び防火管理者の業務

### (1) 管理権原者の責務

- ア 管理権原者は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を有する。
- イ 管理権原者は、防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、所轄の消防に届出を行う。
- ウ 統括防火管理制度（消防法第8条の2）の適用外の事業所において管理権原が分かれ、複数の管理権原者が存在するため統括した防火管理業務が困難な場合については、統括防火管理制度を準用する。
- エ 管理権原者は、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

### (2) 防火管理者の業務

- ア 防火管理に係る消防計画の作成
- イ 事業所内の防火対象物の概要及び状況等を把握し、別表1「防火対象物の概要等」を作成
- ウ 防火管理責任組織表及び自衛消防隊組織表の作成
- エ 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- オ 火災予防上の自主検査の実施又は監督
  - 消防用設備等、建物、防火施設、防災施設、避難施設、電気設備、危険物施設、火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の検査・点検を実施又は監督し、不備欠陥事項のある場合は、改修を図る。
- カ 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- キ 建築、改修又は改装工事等の立会い及び安全対策の樹立
- ク 火気の使用、取扱いの指導、監督
- ケ 収容人員の管理
- コ 従業員に対する防火・防災教育の実施
- サ 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- シ 管理権原者への提案や報告
- ス 放火防止対策の推進
- セ 防火対象物点検報告義務事業所（以下「防点義務事業所」という。）における法定点検の立会い（防点義務事業所に限る。）〔  非該当 〕
- ソ 休日・夜間の防火管理体制を確立し、別表2「休日・夜間の防火管理体制」を作成
- タ 防災防火対象物における防災物品の使用の徹底
- チ 地震による被害軽減のための家具等の転倒・落下等の防止措置及び自主点検の実施又は監督
- ツ 自然災害等による被害軽減のための対策、防止措置及び自主点検の実施又は監督

### 3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表3-1「自主検査表（日常）」及び別表3-2「自主検査表（定期）」に基づき実施する。

	検査実施計画日	検査実施者	その他必要事項
別表3-1（日常）			
別表3-2（定期）			

※（例）日常：毎日終業時 / （例）定期：○月と○月

### 4 防火対象物及び消防用設備等の点検

- (1) 管理権原者は、消防用設備等の法定点検について、別表4「消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画表」を作成し、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。
- (2) 防火対象物の法定点検について、法令に規定する期限内に報告できるよう計画的に点検する。（防点義務事業所に限る。）
- (3) 防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告し、不備については、改修計画を樹立し整備する。
- (4) 防火管理者は、点検結果の記録を「防火管理維持台帳」に編冊して、整理し保存する。（防点義務事業所に限る。）
- (5) 点検時以外で、不備を発見した場合についても計画的に改修する。
- (6) その他

### 5 従業員の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設置又は物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行うこと。
- (4) 厨房機器やその周囲は、毎日点検・清掃すること。
- (5) 防火ダンパーや自動消火装置は正常に作動するように整備・清掃すること。
- (6) ガス機器を使用中はその場を離れないこと。また、その場を離れるときは、火を消してから離れること。
- (7) 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。
- (8) その他

### 6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠するとともに、終業時には、事業所の出入り口及び窓等の施錠を必ず確認する。
- (3) 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- (4) その他

### 7 工事等における安全対策

- (1) 防火管理者は、増改築、改修及び模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、適切な指示を行うとともに、必要に応じて工事に立ち会うこと。
- (2) 工事人に対して、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (3) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、火気又は危険物等の使用する場合は、防火管理者に報告させ、消火器等の準備をさせること。
- (4) 防火管理者は、工事による消防用設備等への影響が事前に推測される場合、工事中の火災予防対策を踏まえた計画的な対応を行うとともに、従業員への周知並びに所轄の消防に連絡し、指導を受けること。
- (5) 防火管理者は、工事による消防用設備等の作動障害又は規定違反等の無いよう常に確認を行うこと。

## 8 防火・防災教育

- (1) 防火管理者は、従業員に対して、別紙1「(例) 防火・防災の手引き【新入社員用】」及び別紙2「(例) 防火・防災の手引き【従業員用】」を活用して、採用時並びに定期的な防火・防災教育を行う。
- (2) その他

## 9 消防訓練

- (1) 実施内容等〔※特定防火対象物については、1年に2回以上の実施が義務である。〕

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	火災等発生から消防隊到着までの一連の訓練	概ね _____月
部分訓練	消火・避難誘導等を個別に行う訓練 (部分訓練の内1回は総合訓練に含まれる。)	概ね _____月 と _____月

- (2) 消防訓練の事前連絡

消防訓練を実施する場合は、事前に所轄の消防に通報する。ただし、直接消防機関に通報訓練を行わず、消防訓練を実施する事業所以外の事業所又は付近住民等に影響のない訓練内容の場合は、事後に消防機関に報告を行ってもよい。

- (3) 消防訓練実施結果の検討等

ア 消防訓練終了後、直ちに訓練の実施結果について検討するとともに、別表5「消防訓練記録書」に記録し、以後の訓練に反映させる。

イ 別表5「消防訓練記録書」については、「防火管理維持台帳」に綴じて、訓練を行った日から3年間保管する。(防点義務事業所に限る。)

## 10 消防機関への連絡、報告

- (1) 管理権原者、防火管理者及び消防計画の変更の届出
- (2) 新築、増築及び用途変更等により、防火対象物の内容を変更するときの防火対象物使用開始の届出
- (3) 消防用設備等点検結果報告書を所轄の消防に報告 \_\_\_\_\_年に1回  
〔※特定防火対象物：1年に1回／非特定防火対象物は、3年に1回〕
- (4) 防火対象物点検結果報告書を所轄の消防に1年に1回報告(防点義務事業所に限る。)[  非該当 ]
- (5) 改装工事等を行う場合は、事前に所轄の消防に連絡し協議実施
- (6) 緊急回線を使用して行う通報訓練の事前連絡
- (7) 特例認定制度適用事業所における管理権原者の変更の届出(防点義務事業所に限る。)
- (8) その他

## 11 防災物品を使用しなければならない防火対象物 ( 該当・ 非該当 )

管理権原者は、当該事業所が防災防火対象物に該当し、防災対象物品(カーテン、じゅうたん及び展示用合板等)を使用する場合は、防火管理者に防災性能を有する製品(防災ラベル付属)の使用を監督させる。

## 12 休日・夜間の防火管理体制

防火管理者は、別表2「休日・夜間の防火管理体制」を作成し、災害時、勤務する従業員全員が迅速な初動措置を行うことができる体制を構築し、日頃から少人数でも効果的に行動できるよう教育及び訓練を行う。

## 13 防火管理業務の一部委託 ( 有・ 無 )

防火管理に関する業務の一部を委託している場合は、別表6「防火管理業務の一部委託状況表」を作成し、防火管理業務の責任の分野を明確にし、従業員に周知させ、消防計画とともに所轄の消防に提出する。

## 防火管理責任組織表

防火管理者	建築物担当者	任 務
		建築物、建築設備の管理及び検査の任に当たる。
防火管理者(副) 〔※任命している場合〕	火気取扱担当者	任 務
		火気取扱器具その他火気取扱上の管理及び検査の任に当たる。
	避難施設担当者	任 務
		階段、廊下、通路、避難器具の管理及び検査の任に当たる。
	消防用設備等担当者	任 務
		消火器その他の消防用設備等の管理及び検査に任に当たる。

## 自衛消防隊組織表

自衛消防隊長	通報連絡係	任 務
		火災の通報その他の連絡及び消防隊誘導の任に当たる。
自衛消防副隊長 〔※任命している場合〕	避難誘導係	任 務
		火災時における避難者の誘導の任に当たる。
	消 火 係	任 務
		消火器等による初期消火を行い延焼拡大防止の任に当たる。

## 15 震災対策

(震災に備えての事前計画)

- (1) 防火管理者は、別表3-1「自主検査表(日常)」に基づき、点検、検査を行い、従業員は、防火管理者の指示に従い、火災予防措置、避難施設の維持管理等を実施する。
- (2) 防火管理者は、別表3-2「自主検査表(定期)」に基づき、建築物及び建築物に付随する施設物(看板、装飾塔等)の倒壊、転倒、落下防止措置を行う。
- (3) 防火管理者は、事務室内、倉庫、避難通路、出入口等の書架、物品棚、複写機等のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止の措置を行う。
- (4) 防火管理者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火防止措置及び送油管等の緩衝装置の点検及び確認を行う。
- (5) 防火管理者は、火気使用設備器具の上部及び周囲には、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないことを徹底する。
- (6) 管理権原者は、法令基準に基づき消防用設備等を設置し、適正に維持管理する。
- (7) 防火管理者は、従業員及び施設利用者(以下「従業員等」という。)が建物から安全に避難できるように、別表3-2「自主検査表(定期)」に基づき、避難施設及び防火設備を点検し、安全な状態を確保する。また、避難場所及び避難方法を確認しておき、火災・津波等の危険が予想される場合は、適切に避難を実施する。

避難場所： \_\_\_\_\_

避難方法： \_\_\_\_\_

- (8) 管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を確保する。また、資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。
- (9) 管理権原者は、別紙1「(例)防火・防災の手引き【新入社員用】」及び別紙2「(例)防火・防災の手引き【従業員用】」に準じて、従業員に対し地震時の対応方法等の防災教育及び訓練を実施する。
- (10) 管理権原者は、周辺地域の事業所及び住民等との連携及び協力を努める。
- (11) 地震に関する警報等(以下「地震警報等」という。)が発せられた場合の措置は、次のとおりとする。
  - ア 防火管理者は、地震警報等が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
  - イ 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。
- (12) 管理権原者は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、従業員との連絡の手段及び手順をあらかじめ決めておくとともに、従業員が安心して施設内に待機できるよう家族等との安否確認手段を従業員に周知するものとする。
  - ア 従業員は、震災時における家族との安否確認手段を日頃から家族と話し合い、複数の連絡手段を確保しておくものとする。
  - イ 震災時における従業員の安否確認者及び安否確認手段は、次のとおりとする。

安否確認者	優先順位	安否確認手段
	第1優先順位	
	第2優先順位	
	第3優先順位	

(例) 携帯電話用災害用伝言板/メール/SNS/災害用伝言ダイヤル(171)/電話

- (13) 管理権原者は、従業員等の一斉帰宅を抑制するため、次の措置を講じる。
  - ア 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員等に「むやみに移動を開始しない」ことを周知するものとする。
  - イ 震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所(施設内待機場所)を確保するものとする。

施設内待機場所： \_\_\_\_\_

ウ 従業員等の施設内待機を維持するために、3日分の飲料水、食料その他災害時における必要な物資（備蓄品）を備蓄するものとする。

また、従業員等以外の帰宅困難者が予想される場合は、10%程度を余分に備蓄する。

- (14) 防火管理者は、鉄道等交通機関の運行状況、二次災害に備えた余震、津波等の発生危険に関する情報の把握に努め、従業員等に適宜伝達する。
- (15) 管理権原者は、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行い、計画の見直し、改善していく取り組み（PDCAサイクル）を取り入れることとする。

（震災時の活動計画）

- (1) 地震時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (2) 地震警報等を受信した場合は、周囲の状況に応じて、自身の身の安全を確保すること。
- (3) 震災時の出火防止対策及び初期消火活動は、次のとおりとする。
  - ア 地震時、火気使用設備器具付近にいる従業員等は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、電源、燃料等の遮断等を行う。防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急措置を行う。
  - イ 火災を発見した者は、周囲の者に知らせるとともに消防用設備等を活用し、初期消火を実施する。
- (4) 管理権原者は、危険物、毒物、劇物、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊の組織を活用して応急の措置を行うとともに、消防機関その他関係者に連絡する。
- (5) 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して初期救助・救護を実施する。
- (6) 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し、必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底するとともに、混乱を防止するために建物内にいる施設利用者に適切な指示を行う。
- (7) 施設利用者を避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (8) 管理権原者は、事前に周辺事業所と震災時の応援体制を図り、必要に応じ、周辺地域の消火活動、救助・救護活動を行う。
- (9) 家族等との安否確認は、次のとおりとする。
  - ア 従業員は、震災時に家族等の安否を確認し、安否確認者に報告するものとする。
  - イ 安否確認者は、震災時に事前に定めた安否確認手段に基づき、速やかに従業員の安否確認を行う。
- (10) 従業員等の施設内における待機及び安全な帰宅のための活動は、次のとおりとする。
  - ア 管理権原者は、震災時に放送設備及び拡声器を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底するものとする。
  - イ 管理権原者は、震災時に災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設内で待機できる状況であるか判断するものとする。
  - ウ 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、県又は市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導するものとする。
  - エ 管理権原者は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、方面別に集団で帰宅を実施するものとする。

（施設再開までの復旧計画）

- (1) ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
- (2) 震災後の二次災害発生を防止するために、火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
- (3) 二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
- (4) 管理権原者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知徹底する。

## 16 大雨・強風対策

- (1) 日頃から側溝、排水溝の清掃、強風による落下危険のある物の除去、固定措置等を実施しておく。
- (2) 大雨・強風に伴う災害時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 建物外部に通じる窓・扉を閉鎖する。
- (4) 災害用資器材の点検・整備を行う。
- (5) 道路冠水等により地下室が浸水するおそれがある場合、地下室の立入制限、エレベーターの使用制限を行う。
- (6) 浸水防止措置を実施する。
- (7) その他

## 17 大雪対策

- (1) 日頃から側溝、排水溝の清掃、大雪による倒壊等の危険のある物の除去、固定措置等を実施しておく。
- (2) 大雪に伴う災害時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (3) 大雪が予想される場合は、気象情報等を正確に収集し、事業所内にて事前の対策を従業員に周知する。
- (4) 大雪による災害に備え、日頃から非常時用の暖房機器（ストーブ等）、燃料、照明、調理器具及び食料等を準備しておく。
- (5) 大雪の除雪等に必要な資器材等の準備及び点検・整備を行う。
- (6) その他

## 18 受傷事故等に係る自衛消防対策

- (1) 従業員の救命講習受講等の促進を図る。
- (2) 応急救護資器材を配置している場合、定期的な点検・整備を行う。
- (3) 受傷事故等発生時の活動は、火災時の自衛消防隊による活動を原則とする。また、この編成では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、担当を増強若しくは移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。
- (4) 受傷事故等発生時、傷病者のそばにいる者は、応急手当を行うとともに消防機関へ通報する。
- (5) 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。
- (6) 人員に余裕のある場合、玄関等から救急隊を現場へ誘導する。
- (7) 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。
- (8) その他

## 19 避難経路図の掲示

避難経路図については、別添のとおりとする。

(例) 防火対象物の各階ごとの平面図に避難方向を示す矢印等を記載。

## 20 その他防火管理上必要な事項

別表 1

## 防火対象物の概要等

防火対象物棟別名称	棟別用途	構造	階数	延床面積
①			F	m <sup>2</sup>
②			F	m <sup>2</sup>
③			F	m <sup>2</sup>
④			F	m <sup>2</sup>
⑤			F	m <sup>2</sup>

事業所 収容人員	従業員	算定人員	防点義務事業所 【※義務の場合○を記入】	最上階 階数	延床面積 合計
人	人	人		F	m <sup>2</sup>

※ 防点義務事業所とは、特定防火対象物で収容人員が、300人以上の防火対象物又は3階以上の特定防火対象物で避難上有効な階段が2以上存在しない防火対象物である。(消防法施行令第4条の2の2)

別表 2

## 休日・夜間の防火管理体制

※緊急連絡先： \_\_\_\_\_ TEL： \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

### 1. 休日・夜間に利用者等がいる場合

(1) 休日・夜間の防火管理体制

休日・夜間の勤務者は、定期に巡回する等、火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日・夜間における自衛消防活動

休日・夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火設備等を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、警報設備を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

### 2. 休日・夜間に無人となる場合

休日・夜間において無人となる場合は、 \_\_\_\_\_ から  
の通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

(例) 近隣社宅等・近隣従業員・近隣委託者・警備会社

## 自主検査表（日常） \_\_\_\_\_月

日	曜日	検 査 項 目								検査実施者
		避難通路等の 物品の有無 (避難施設の 維持管理)	ガス器具の ホースの老 化・損傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気使用 設備器具 の異常の 有無	吸殻 の 処理	倉庫等 の施錠 確認	終業時 の火気 の確認	その他（トイ レ内の可燃 物・ゴミ箱等 の確認）	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を記入。不備のある場合は×を記入し、即時改修した場合は◎を記入する。なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

防火管理者確認

## 自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果	
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のいずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避難施設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。		
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
	火気使用設備器具	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
その他			

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認

（備考） 検査を実施し、良の場合は○を記入。不備のある場合は×を記入し、即時改修した場合は◎を記入する。なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

別表 4

## 消防用設備等・特殊消防用設備等点検計画書

種別	設置	消防用設備等・特殊消防用設備等の種類	点検実施計画月		
			機器点検		総合点検
消火設備		簡易消火用具	月	月	
		消火器	月	月	
		屋内消火栓設備	月	月	月
		屋外消火栓設備	月	月	月
		スプリンクラー設備	月	月	月
		水噴霧消火設備	月	月	月
		泡消火設備	月	月	月
		不活性ガス消火設備	月	月	月
		ハロゲン化物消火設備	月	月	月
		粉末消火設備	月	月	月
	動力消防ポンプ	月	月	月	
避難設備		避難器具	月	月	月
		誘導灯・誘導標識	月	月	月
警報設備		自動火災報知設備	月	月	月
		漏電火災警報器	月	月	月
		ガス漏れ火災警報設備	月	月	月
		消防機関へ通報する火災報知設備 〔 火災通報装置・その他 〕	月	月	月
		非常警報器具	月	月	月
	非常警報設備 〔 自動式サイレン・非常ベル・放送設備 〕	月	月	月	
消防用水		防火水槽	月	月	月
		貯水池等	月	月	月
消火活動上 必要な施設		排煙設備	月	月	月
		連結散水設備	月	月	月
		連結送水管	月	月	月
		非常用コンセント設備	月	月	月
		無線通信補助設備	月	月	月
その他		パッケージ型消火設備	月	月	月
		パッケージ型自動消火設備	月	月	月
		令 29 条 4 設備 (	月	月	月
		特殊消防用設備等	月	月	月
		令 32 条特例	月	月	月
	その他	月	月	月	

※ 設置欄については、防火対象物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等に○印を記入する。

※ 消防用設備等の法定点検【 機器点検：半年に1回／総合点検：1年に1回 】

※ 消防用設備等点検結果報告書の届出【 特定防火対象物：1年に1回／非特定防火対象物：3年に1回 】

## 消 防 訓 練 記 録 書

No.	実施年月日	訓練種別	実施場所及び内容	参加人員	消防 立会	備 考	確 認 印	
							実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者
第 回		通 報 避 難 消 火 防火教育			有 ・ 無		実施者	責任者

(備考) 消防の立入検査等の際に、見せることが出来るように管理する。



## (例) 防火・防災の手引き【新入社員用】

### 〔消防計画について〕

当該事業所の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

### 〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。  
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。  
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

### 〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

### 〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。

### 〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

### 〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

### 〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

### 〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
  - ① 119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
  - ② 防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動  
消火器及び消火設備（設置されている場合）を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口まで利用者を誘導します。

### 〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

### 〔その他〕

